



当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務行政
2. 個人所得税 (PIT)
3. 法人税 (CIT)
4. 付加価値税 (VAT)
5. 外国契約者税 (FCWT)
6. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。



税務行政



TAX PERFORMANCE

2020年の10ヶ月間の徴税実績に関する注目すべきポイントは以下のとおりです。

(i) 2020年の10ヶ月間の徴税実績

- ・ 累積徴税額は979兆7,240億VNDで、2020年計画の78.1%、前年同期比93.9%に相当します。

(ii) 税務調査の状況

2020年の10ヶ月間に、すべてのレベルの税務当局は、納税者のオフィスで税務調査を60,748件、税務当局オフィスで税務調査を521,605件実施しました。その結果、税務調査による徴税総額は51兆3,087億VNDであり、前年同期比115.9%に相当します。詳細は以下のとおりです。

- 徴税額の増加：15兆2461億VND、前年同期比124.96%に相当します。
- 追徴による納税総額：8兆527億VND、前年同期比100.12%に相当します。

- 移転価格調査：263社の企業を調査し、課税所得の増加額が4兆1,907.1億VNDであり、税務上の繰越欠損の削減額が9兆426.1億VNDであります。

(iii) 残り2ヶ月での2020年計画の達成に向けた財務省と税務総局の方向性：

- ・ 徴税の管理を強化し、税金の過少申告及び移転価格に注力します。
- ・ 税務債務及びその他の徴収（滞納・利息、罰金等）への対処強化、税還付案件への調査の厳格化を進めます。
- ・ 税務調査の継続的な強化し、現在、税務調査中で調査が完了していない企業に焦点を当てます。
- ・ 税法の規定、特に電子商取引活動のための税務管理に関する税制などの完備を進めています。また、政府は直近で、2019年税務管理法と関連内容のガイドラインである新政令（第123/2020/ND-CP号、第125/2020/ND-CP号、第126/2020/ND-CP号）、及び移転価格に関する政令第20/2017/ND-CP号に代わる新政令第132/2020/ND-CP号を公布しました。

2021年度の税務調査・監査計画策定に向けた財務省の方向性

財務省の指示のもと、税務総局及び税関総局の2021年度の税務調査の計画は、以下のポイントに重点を置いて策定されます。

(i) 税務：

- ・ 税務リスクの高い企業
- ・ 税金の過少申告及び税務違反を防ぐための税務調の実施
- ・ 徴収の可能性が高い事業分野に属する企業
- ・ オンラインビジネス、マルチレベルセールス、ゲームビジネス、資本/ブランド/プロジェクトの譲渡取引のあるビジネスなどの特定の分野における企業
- ・ 移転価格：関連者間取引による割合が大きく占め、同業他社と比較して長期間の損失、または利益が低い企業

(ii) 税関：

- ・ 関税と税務に関する法律の遵守
- ・ 以下に該当する企業に焦点が当てられます。
 - 税関事後監査の期限を過ぎた税関の書類を有する企業、納税者オフィスでの監査を実施し、違反の兆候を指摘された企業
 - 外国企業に向けた輸出製造または加工の目的で原材料を輸入する企業
 - 免税対象となる分野における高リスクの企業
 - 政令第57/2020/ND-CP号第1条第2項および第2条第3項の規定の下、税金還付の対象となる自動車の生産および組立用部品、自動車部品の生産用部品を輸入している企業

（財務省発行の2020年10月22日付
Official Letter No.12997/BTC-TTr）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

個人所得税 (PIT)



GUIDANCE RULINGS

隔離費用は個人所得税（PIT）の対象となります。

企業がCovid-19 パンデミック中に、ベトナムでの勤務目的で入国する外国人専門家に対し、現行法を遵守して隔離を実施し、当該隔離に伴う費用が発生し、かつ、これらの費用の受益者である外国人従業員の名前が特定される場合、通達第111/2013/TT-BTC号の第2条第2項第 dd.3.2 項に規定されているように、このような費用がPITの課税所得に含める必要があります。

（ハノイ税務局発行の2020年11月10日付Covid-19 パンデミック期中の法人所得税（CIT）及び従業員への支給に伴う個人所得税（PIT）に関する Official Letter No.97748/CT-TTHT）

労働契約書を締結していない外国人従業員に向けた個人所得税（PIT）

労働契約書を締結していない外国人従業員が給与、報酬、その他の200万VND以上の支給を受け取る場合、通達第111/2013/TT-BTC号の第25条第1項に規定されているように10%または20%（支給時の当該個人の税務上の在留条件により）の個人所得税（PIT）が課されます。

年度末には、通達第92/2015/TT-BTC号の第21条のガイダンスに基づき、当該外国人従業員はPIT確定申告のため、年間総所得をまとめて申告する必要があります。

（ハノイ税務局発行の2020年10月9日付外国人に係る個人所得税に関する Official Letter No.89926/CT-TTHT）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人税 (CIT)



GUIDANCE RULINGS

シンガポール第二工業団地 (VSIP II) にて新規投資プロジェクトを有する外資系企業は法人所得税インセンティブを享受することができません。

ある外資系企業は2020年4月27日にビンズン省工業団地管理委員会から新規投資プロジェクトに伴う投資登録証を取得し、ビンズン省 Thu Dau Mot 市 Phu Hoa 区 VSIP II にて操業を開始しました。当該投資プロジェクトは投資時点ではインセンティブ対象地域内ではなかったため、財務省発行の2014年10月10日付通達第151/2014/TT-BTC号第6条に定められた投資地域による法人所得税インセンティブを享受することができません。

(ビンズン省税務局発行の2020年10月28日付Official Letter No.24296/CT-TTHT)

暦年ではない会計年度を有する企業に対して2020年度法人所得税 (CIT) の30%減税

企業は2020年度の収入総額が2,000億VND未満の場合、当年法人所得税を30%の減税を適用することができます。企業の会計年度が7月1日から翌年6月30日までの場合、2020年度CIT削減適用期間は2020年7月1日から2021年6月30日までとします。

(ビンズン省税務局発行の2020年10月27日付Official Letter No.24245/CT-TTHT)

2020年第3四半期より、四半期の法人所得税の予定納付額に30%の減税を適用します。

政令第114/2020/ND-CP号の第1条に該当し、2020年の収入総額が2,000億VND未満の企業には2020年の法人所得税に対して30%の減税が適用されます。

企業は政令第114/2020/ND-CP号の第2条および第3条の規定の下、2020年のCIT減税要件に基づき、四半期ごとの予定納税額の算定および年度末CIT確定申告の際に、減税額を自らに決定することとなります。

(ハノイ税務局発行の2020年10月19日付Official Letter No.91813/CT-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人税 (CIT)



GUIDANCE RULINGS

Covid-19パンデミックにより発生した給与やその他の費用等の税務処理

企業が従業員に給与、賃金、その他の同等のベネフィットや給付金を支給し（Covid-19パンデミックにより社会的距離期間や待機期間中）、財務省発行の通達第96/2015/TT-BTC号の第4条（通達第25/2018/TT-BTC号の第3条で補足・改正済）に記載されている条件を満たした場合、それらの費用は法人所得税の算定において損金算入可能となります。

（ハノイ税務局発行の2020年10月09日付Official Letter No.89924/CT-TTHT）

Covid-19の影響の下、労働契約中断による従業員維持のための給付に関する法人所得税の取扱い

Covid-19の影響により労働契約が中断されている間に従業員を維持するために発生した費用に対して法人所得税に関する処理を判断するためには、当該費用が福利厚生費に該当するのか、それとも解雇による給付金であるのかを検討する必要があります。

上記の費用が福利厚生費に該当する場合、通達第96/2015/TT-BTC号第4条の条件（福利厚生費の合計額が、その会社の課税年度における実際の平均給与の1ヶ月分を超えないこと）を満たしていれば、法人所得税の算定上、損金算入が可能となります。

解雇による給付金である場合、政令第218/2013/ND-CP号第9条の条件を満たしていれば、法人所得税の算定上、損金算入が可能となります。

（税務総局発行の2020年9月28日付Official Letter No.4073/TCT-CS）

付加価値税 (VAT)



GUIDANCE RULINGS

付加価値税の対象となる製品の製造と付加価値税の免税となる製品の製造を区分できない場合、該当プロジェクトの譲渡価値の総額には10%の付加価値税が課されます。

このOfficial Letterでは、各項目の価値の区分ができないため、総額には最高税率の付加価値税が適用されるという原則が採用されています。

（税務総局発行の2020年10月21日付Official Letter No.4433/TCT-CS）



外国契約者税(FCWT)



GUIDANCE RULINGS

保税倉庫を使用している会社に対する外国契約者税（FCWT）の取扱い

外国企業が国際輸送、経由、保管などの支援、又は他社による加工活動の目的で保税倉庫を製品保管場所として使用する場合、ベトナムの法人所得税（FCWTの一部である）の対象とはなりません。

外国企業が輸出加工区内の企業と加工サービス契約を通じて商品を生産し、完成品を保税倉庫に移して保管し、当該保税倉庫で海外の顧客に販売する場合、該当外国企業はベトナムの法人所得税（FCWTの一部）の適用対象となります。

（税務総局発行の2020年9月24日付
Official Letter No.3997/TCT-CS）

外国契約者のオンライントレーニングコース提供による所得に対するFCWTの扱い

海外に拠点のある企業（外国契約者）がベトナム企業との間で契約を締結し、設計・図面作成等に関するオンライン研修プログラムの利用権を提供して収入を得た場合、財務省発行の通達第103/2014/TT-BTC号に基づき、その外国契約者はFCWTの対象となります。

本オンライン研修プログラムの利用権の付与が、知的財産法に規定された知的財産の所有権の譲渡、または技術移転法に基づいて技術移転活動であると判断された場合、当該外国契約者の所得は付加価値税（VAT）の免除の対象となりますが、著作権からの所得のため、10%の法人所得税（CIT）が課されます。

一方、本オンライン研修プログラムの利用権の付与が、技術移転法に基づいた技術移転活動または知的財産法に規定された知的財産の所有権の譲渡ではないと判断された場合、当該外国契約者は通常のサービスに対して5%のVATと5%のCITが課されます。

（ハノイ税務局発行の2020年9月7日付
Official Letter No. 81424/CT-TTHT）

ベトナム領内を経由した貨物に対するFCWTの取扱い

通達第219/2013/TT-BTC号の第4条第20項に基づき、ベトナム領内を経由した貨物はVATの対象外となります。

外国契約者が国際輸送、経由、国境の通過、保管などの支援のために保税倉庫や内陸港（ICD）を貨物倉庫として使用している場合、通達第103/2014/TT-BTC号の規定により、FCWTの対象外となります。

現行の規定に基づき、領土経由の形で物品所有権を譲渡することによって収入を得る外国契約者は、通達第103/2014/TT-BTC号の第2条第5項に基づいてFCWTの対象外となります。

（ハノイ税務局発行の2020年9月22日付
Official Letter No.85109/CT-TTHT）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS

輸出加工契約における下請け加工品に対する輸入関税の免税

外国の貿易業者と加工契約を締結したベトナム企業（請負業者）が下請業者に加工委託する場合、原材料や消耗品を引き渡す前に、管轄税関当局に下請契約について通知する責任があります。

請負業者による下請契約について税関への届出が遅れた場合であっても、下請業者が加工施設を所有して加工活動を行い、商品を返品、そして輸出されている場合、当該請負業者は輸入関税/VATの課税の義務を免除されます。ただし、下請契約の届出を遅らせたことにより、請負業者は行政処分を受ける可能性があります。

一方、下請業者が上記の要件を満たさない場合、当該請負業者は輸入関税/VATおよび遅延によるペナルティを課されることとなります。

*（税関総局発行の2020年10月21日付
Official Letter No. 6774/TCHQ-TXNK）*

在庫差分に対する輸入関税/VATの取扱い

プラスの差異について：会社の帳簿に記録されている原材料・部品の在庫量が税関に報告されているデータ上の在庫量を上回っている場合

輸出加工企業（EPE）の余剰原材料及び部品が倉庫に保管され、国内販売に使用されていない場合、税関当局はこれらの原材料・部品に輸入税/VATを課さないこととします。

さらに、上記のポジティブギャップの管理目的のために、以下を実施します。

- 税関当局は、税関事後調査時に当該ポジティブギャップの記録を行う。
- EPEは上記のプラスの差異がある原材料・部品から輸出製品までの使用に関する詳細な報告書を税関当局に作成・提出する。

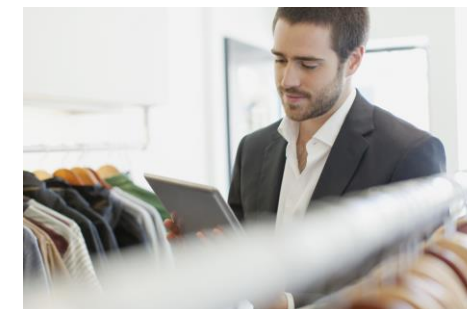
企業がこれらの原材料を国内へ販売すること、または税金不正や脱税の行為が指摘された場合、税関当局は規則に従って輸入関税とVATを課することとします。

マイナスの差異について：会社の帳簿に記録されている原材料・部品の在庫量が税関当局に報告されているデータ上の在庫量を下回っている場合

その差異に対して輸入関税/VATが課されます。

2020年12月5日より、輸出加工・製造のために輸入された原材料・部品の在庫量と税関当局に報告されたデータ上の在庫量との差異に対する取扱いは、政府が発効した2020年10月19日付政令第126/2020/ND-CP号の第17条の規定に従うことになります。

*（税関総局発行の2020年10月28日
付Official Letter No.6943/TCHQ-TXNK）*





貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS (cont.)

EVFTA（欧州連合・ベトナム自由貿易協定）発効前に輸出された貨物のEUR.1申請書類の審査

EVFTA発効日前の24ヶ月以内に輸出された貨物に係るEUR.1申請書について：現地の輸出入当局は綿密に申請書を審査し、申請者は以下の情報を十分に申告し、提出するように求められます。

- 輸送手段の名称、船舶名または航空便名、出発日
- コンテナ番号とシール（該当のある場合）

EVFTA発効日より24ヶ月以上前に輸出された貨物に係るEUR.1申請書について：現地の輸出入当局は該当する申請書を商工省の輸出入部門に報告し、確認されます。

（税関総局発行の2020年10月22日付
Official Letter No.1056/2020/XNK-
XXHHH）

典型的な税関申告の誤り

税関総局は税関申告書のレビューを通じて以下のような、典型的な誤りを指摘しています。

1. 貨物はHSコードを分類する目的のベトナムの輸出入リストに基づき、その名称及び内容について要求される基準を満たすための名称、成分、性質、構造、コンテンツなど、十分な申告が行われていないものの、通関が認められている。
2. 複数の荷送の際に、商品の説明が一致しているものの、異なったHSコードで通関を認められている。
3. 貨物の説明と申告されたHSコードが一致していないものの、通関が認められている。
4. 税関総局が各税関当局に対してHSコードの適用のガイダンスに関する公式文書を発出しましたが、いくつかの税関当局はその指示に従っていない。

5. HSコードの申告、通常の輸出入税率の適用やFTAにおける関税の適用の誤り

6. 税関申告書上に記載された単位の申告の誤り

貨物分類のデータベースの標準化、HSコードの一貫した適用の確保、又は上記の問題の改善のため、税関総局は現地の各税関当局に貨物の情報をチェックし、違反の兆候がある場合には、適切に是正するように要求しています。

（税関総局発行の2020年11月11日付
Official Letter No.7203/2020/TCHQ-
TXNK）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678
 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750
 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.